

## 災害時ドローン活用情報提供・調査実証業務委託仕様書

### 1 委託業務名

災害時ドローン活用情報提供・調査実証業務

### 2 委託期間

契約締結の日から令和3年3月31日まで

### 3 業務目的

本業務は、令和元年東日本台風を踏まえ、新たな広報手段により、正確で迅速な情報発信及び市民の安心感の醸成、さらには災害対策の円滑な実施を図ることを目的に、ドローンを活用した広報の可能性について、調査・実証を行うもの。

### 4 委託業務の内容

本業務は、次に示す各業務内容で構成される。

#### (1) 災害関連情報の広報手段

ドローンを使った災害関連情報の広報手段の実証

- ① ドローンの飛行場所、飛行ルートを選定基準作成
- ② 音などを使った広報の有効性

#### (2) 災害時の被災状況の把握

- ① ドローンによる災害現場の効果的な画像撮影の調査
  - ・ 静止画、動画の撮影及びデータの保存方法
  - ・ 画像データのリアルタイム伝送
- ② 災害現場を把握するための効果的な画像データ処理の調査
  - ・ 撮影された画像を基に、AIによる解析手法

#### (3) ドローン機体に要求される要件抽出

上記(1)及び(2)を行うために必要とされる機能および性能

#### (4) 実証実験の実施対象地域

- ① 中山間地域（三和町地区）
- ② 河川流域（平窪地区）

#### (5) 報告書の作成

本業務で得られた成果を整理し、報告書としてとりまとめる。

#### (6) 打合せ協議

委託期間中に、3回（業務着手時、中間時、報告書とりまとめ時）を基本としていわき市担当者と打合せ協議を行うものとする。

## 5 提出書類等

業務完了後、速やかに次の書類等を担当部署に提出すること。

- ① 実証事業報告書 2部
- ② その他市が必要と認める書類

## 6 委託料の支払

業務完了後に提出された書類等について、市が検査を実施しこれに合格した場合、委託料を請求することができる。

### (1) 請求書

委託料の請求書は、市が別に指定する様式により作成すること。

### (2) 支払の時期

市は委託料の請求書を受理した場合、受理した日から30日以内に支払うものとする。

## 7 提出場所及び担当部署

〒970-8686 いわき市平字梅本21番地（いわき市役所2階）

いわき市総合政策部 ふるさと発信課

電話：0246-22-7503 FAX：0246-22-7469

## 8 事業を受託した場合の留意事項等

- (1) 使用するドローンは、委託先が準備すること。
- (2) 業務の実施にあたり、関係法令を遵守すること。
- (3) 業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、市と協議の上、業務の一部を委託することができる。
- (4) 業務の実施にあたっては、市と連絡調整等を密に行い、十分な協議を行いながら業務を進めることとし、業務内容及び本仕様書の内容に疑義が生じたときには、その都度市と協議の上、市の指示に従い業務を進めるものとする。
- (5) 業務で取り扱うこととなる個人情報の管理は適切に実施すること。
- (6) 本業務の履行にあたり、第三者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の原因が、不可抗力、その他やむを得ない事由による場合は、その都度市と協議の上、対応すること。